

遅延で返済額が増加

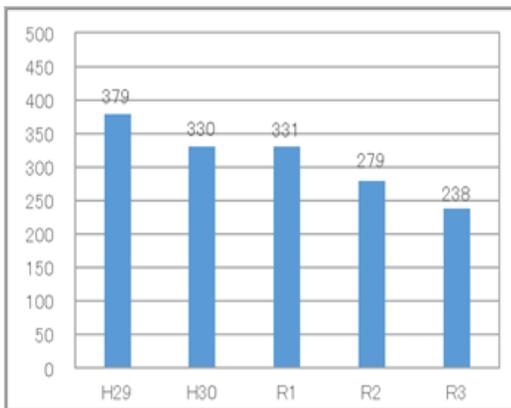
消費者金融、カードローン、住宅ローンなどの返済が困難になってしまったという相談が寄せられます。返済が滞ると、元本に遅延損害金が増加され、返済額が増えていくといった悪循環に陥ってしまいます。

借金を返済するために新たな借入れを繰り返すことでは根本的な解決とはならず、結果として複数の業者からの借入れとなり、多重債務に陥ってしまいます。

▼コロナウイルス感染拡大の影響が仕事に及び、収入が激減した。クレジットカードのショッピングとキャッシングで生活費を補填し、リボ払いで返済しているが、いつまでたっても元金が減らない。(40代・女性)

▼消費者金融で借入れを繰り返していた。毎月返済していたが、病気で入院したため、返済が滞ってしまった。まだ住宅ローンが半分ほど残っている。住宅は手放したくない。どうしたらいいか。(60代・男性)

借金問題を解決するには「債務整理」という手段があります。債務整理とは、簡単に言えば、借金を減らしたり、支払いに猶予を持たせたりするもので「任意整理」「特定調停」「個人再生」「破産」といった手法があります。債務の残高、収入の状況や見込み、住宅ローンなどの状況によりどの手法が最適かについて、専門家との相談により借金の返済につなげることが期待できます。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
多重債務に関連する相談件数

県では、借金問題でお困りの方に、法律の専門家による無料相談会を開催しています。誰にも相談はできない、借金をどうにかしたいなど相談をためらっている方は、一人で悩まず、まずは最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8:30～17:00 土曜日9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。